

# 基山町農業委員会会議録

平成28年3月4日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し  
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 加藤 浩彰

## 審 議 事 項

第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	17件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
その他(1)	青年等就農計画の認定協議について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 30分

# 平成28年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第5号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。第5号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第5号議案1番朗読

1番については、貸付人の要望により、今回利用権を設定されることになりました。賃貸借権の設定で期間は3年です。金額については、1筆当たり10,000円となっております。場所については、田中鉄工の北西側になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

7番委員

八女から転入された方で、八女では5～6反露地野菜をされていたとのこと。農機具も持ってあり問題ないと思います。

議 長

他に意見はありませんか。

無いようですので、第5号議案1番については計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第5号議案1番は全会一致で計画決定します。

次に、第5号議案2番を上程いたしますが、議案3番と関連いたしますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第5号議案2番・3番朗読

2番については、貸付人の方が高齢で労力不足のため、今回利用権を設定されることになりました。もともこの農地については、結なおしさんが耕作をされていたところになります。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、園部団地横の圃場になります。

3番については、貸付人の方の労力不足により、今回利用権を設定されることになりました。借受人の方は2番と同じ方になります。この農地についても以前は結なおしさんが耕作をされていたところになります。こちらも使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、2番と同じく園部団地横の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、2番・3番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 3番委員

問題ないと思います。

## 議 長

他に意見はありませんか。

無いようですので、第5号議案2番及び3番については計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第5号議案2番及び3番は全会一致で計画決定します。

次に、第5号議案4番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第5号議案4番朗読

4番については、貸付人の方が高齢で労力不足のため、今回利用権を設定されることになりました。使用貸借権の設定で期間は3年です。場所については、第2部消防倉庫横の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、4番について何かご意見はありませんか。地元

委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

問題ないと思います。

## 議 長

第5号議案4番につきまして、他に意見はありませんか。

無いようですので、第5号議案4番については計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第5号議案4番は、全会一致で計画決定します。

次に、第5号議案5番を上程いたしますが、5番から16番まではすべて再設定となりますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

第5号議案5番から16番までは再設定のため朗読を省略させていただきます。

5番については、賃貸借権の再設定で期間は3年です。10a当たり30kgとなっています。場所については、ドラッグストアコスモスの北西側の圃場になります。

6番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、亀の甲の北側の圃場になります。

7番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で10a当たり30kgとなっています。場所については、若基小学校の南側の圃場になります。

8番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で1筆当たり8,000円となっています。場所については、井手運送の東側の圃場になります。

9番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、役場西側の圃場になります。

10番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、役場西側の圃場になります。

11番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で1筆当たり35kgとなっています。場所については、大興善寺の南東側の圃場になります。

12番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で全筆で10,500円となっています。場所については、大興善寺の南側の圃場になります。

13番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で10a当たり30kgとなっています。場所については、若基小学校の南側の圃場になります。

14番については、賃貸借権の再設定です。期間は5年で10a当たり30kgとなっています。場所については、鎌浦集落付近の圃場になります。

15番については、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所については、7区公民館の南西側の圃場になります。

16番については、賃貸借権の再設定です。期間は3年で1筆当たり30kgとなっています。場所については、博運社近辺の圃場になります。

17番については、賃貸借権の再設定です。期間は5年で1筆当たり90kgとなっています。場所については、2区公民館の南側の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、5番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

問題ないと思います。

## 議 長

6番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

問題ないと思います。

## 議 長

7番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 6番委員

問題ないと思います。

## 議 長

8番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

問題ないと思います。

## 議 長

9番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 6番委員

問題ないと思います。

## 議 長

10番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 13番委員

問題ないと思います。

## 議 長

11番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 1番委員

問題ないと思います。

## 議 長

12番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 1番委員

問題ないと思います。

## 議 長

13番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 8番委員

問題ないと思います。

## 議 長

14番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

問題ないと思います。

## 議 長

15番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 12番委員

問題ないと思います。

## 議 長

16番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 11番委員

問題ないと思います。

## 議 長

17番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 4番委員

問題ないと思います。

## 議 長

第5号議案5番から17番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第5号議案5番から17番につきましては、計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第5号議案5番から17番は、全会一致で計画決定します。

次に、報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について届出があ

ったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第3号朗読

この件につきましては、申請人が市街化農地に宅地分譲として転用するものです。計画では2戸となっております。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。地元農業委員も確認をされておりますし、市街化区域内の案件のため、会長専決により平成28年2月19日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、渡辺鉄建の道を挟んで前になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第3号について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足などありませんか。

## 3番委員

周りも宅地となっております、問題ないと思います。

## 議 長

他に意見はありませんか。

無いようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第4号朗読

この件につきましては、譲受人が市街化農地に宅地分譲として転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。地元農業委員も確認されておりますし、市街化区域内の案件のため、会長専決により平成28年1月28日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、基山中学校の東側の宅地内の一画になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、報告第4号について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何か補足などありませんか。

## 5番委員

水利も地元の同意を得てあり、問題ないと思います。

## 議長

他に意見はありませんか。

無いようですので、報告第4号を終わります。

次に、その他（1）青年等就農計画の認定協議について可否を求められていますので協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### その他（2）朗読

この件につきましては、基山町認定新規就農者制度要綱第4条の規定により、新規就農者の申請内容が認定要件に適合すると認められるときは、同第5条の規定により基山町農業委員会、佐賀県農業協同組合、東部農林事務所と協議のうえ認定するとなっております。

申請人については、先ほど朗読したとおりです。町長部局において審査され、要綱第4条に規定する就農計画が認定要件を満たしているため、認定に当たり農業委員会に協議がされているところです。

この方については、筑紫野市のむすび庵において研修されてある方で、既に基山町で新規就農されている方の紹介により、基山町での就農を希望されています。本人は安心・安全をモットーとして有機野菜の栽培を強く希望されております。昨年の夏頃から農業委員さんや事務局で農地を探していたところです。途中、農業委員さんの斡旋で農地が見つかりましたが、対象地が小郡市内にあるため、いったん小郡市で就農される予定でしたが、小郡市の新規就農の要件に5反要件があったり、農業委員会での利用権設定等の上程の時期の関係で、就農が難しく再度基山町に戻ってこられたという経緯があります。

その後、ようやく農地も見つかり、先月の農業委員会において利用権の設定もできたところです。なお、小郡市内の農地については、今後利用権で設定される予定となっております。農地についてはあわせて約80aとなります。

このことから、普及センターと計画について協議を重ね、協議の中で有機露地だけでは厳しいとの見解により、露地野菜に施設野菜を加えることで、5年後の農業所得が目標である250万円となっております。また、労働時間についても2,320時間となっており、さまざまな販路を持っておられるため、繁忙期には奥様や奥様の両親にも手伝ってもらおうということです。また、機械類に関しては自身での調達はもとより、利用権で設定した貸し手の方からも機械を貸してもらえたり助言等いただけることから、環境的にはいい状況となっております。

今日までにワンストップサービスも実施済で、今後は、関係機関の認定を踏まえ、基山町人・農地プランへの位置付けも予定しておりますし、いろいろな場面にも参画してもらおうようお願いをしているところです。認定要件にも合致しているため、事務局としては特に問題はないと考えておりますので、認定についてよろしくをお願いします。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、その他（１）について何かご意見はありませんか。

## 9番委員

基山町に住む予定ですか。また希望はありますか。

## 事務局

妻の実家が基山町にあり、農繁期にはそちらで寝泊まりをされる予定です。

## 9番委員

通いで施設野菜の管理は難しいのでは。

## 事務局

施設野菜をされる時は、人を雇われる計画になっています。ただ、すぐ施設野菜をされるのではなく、4～5年後に軌道にのった時に始める計画になっています。

## 7番委員

5年間補助金がでる計画ですが途中でやめることもありますか。

## 事務局

毎年計画どおりなのかの確認があり、目標に達していない場合は普及センター等から指導があります。それでも改善が見られず、また本人の意欲も低下している場合は、支給が停止することもあります。

## 9番委員

自分で販路をもっていれば、面積的には計画に大きな隔たりはないと思うが意欲を高く持ってやってほしい。

## 12番委員

指導される方はいますか。

## 事務局

普及センター、農業研修を受けられていた時の研修先の方、また借りられる農地の周辺の方も指導をしていただけるとのことです。

## 13番委員

普及センターからもいろいろアドバイスを受けていたようです。

**議 長**

ほかに無いようですので、農業委員会としては、認定したいと思いますが、認定に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

その他（１）については、認定されました。町には認定可として答申いたします。

これですべての審議が終了いたしましたので、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年 3月 4日

署名人

議 長

委 員

委 員